

改定ローマ字のつづり方（素案）

目 次

はじめに	1
I 改定の考え方	2
1 ローマ字使用の現状	2
2 諮問が示した検討課題の整理	2
3 基本的な考え方	3
4 「前書き」について	5
5 「本表」について	6
6 「添え書き」について	6
7 「(付)対照表」について	9
8 その他	10
II 改定ローマ字のつづり方	11
前 書 き	11
本 表	12
添え書き	13
(付) 対照表	16
参考資料	18

改定ローマ字のつづり方（素案）

はじめに

文化審議会国語分科会（以下「分科会」という。）は、ローマ字のつづり方の見直しが喫緊の課題であるとの認識に基づき、令和3年度からローマ字に関する課題の整理を開始し、4年9月から具体的な検討を行ってきた。この間、5年3月に取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）」においても、その筆頭に「ローマ字のつづり方に関する検討」を取り上げている。この報告後、令和5年度からは、集中的に審議を進めた（この間の経緯は、巻末の参考資料「（5）審議経過」を参照。）。

これら分科会の検討内容を踏まえ、令和6年5月、文部科学大臣から文化審議会に対し、「これからの時代におけるローマ字使用の在り方について」の諮問（以下「諮問」という。）が行われた。諮問は、国語におけるローマ字が将来にわたって適切に用いられ、円滑な言語コミュニケーションに資するものとなるよう、これからの時代におけるローマ字表記や使用の在り方について審議を求めるものである。分科会は、諮問が示す課題に対応するため、同年6月にローマ字小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し審議を深めてきた。

小委員会における検討を経て、分科会は、同年12月に「ローマ字使用の在り方」に関する審議経過」を公表し、その中に掲げられた「ローマ字のつづり方に関するこれまでの検討の整理（案）」の内容について、1か月間にわたる意見募集が行われた。寄せられた意見に基づいて更なる検討を加え、令和7年3月の「ローマ字のつづり方に関する今期の審議のまとめ」を経て、ここに文化審議会答申素案を取りまとめるものである。

なお、「ローマ字のつづり方」とは、ローマ字を使って国語を書き表す際の表記法である。ローマ字とは、いわゆるアルファベット（英語などに用いられる A,a,B,b,C,c…の文字）のことで、ラテン文字ともいう。

I 改定の考え方

1 ローマ字使用の現状

ローマ字つづりを用いる基本的な目的は、国語を書き表すことにある。国際的に用いられ文字数の限られるローマ字で日本語を表すこの表記法は、地名や人名、団体名など固有名詞を中心に使用され、平仮名、片仮名、漢字とともに、国語の中で欠かせないものとなってきた。また、国内において急速に増えつつある日本語を母語としない人々のために役立っているほか、情報機器においてローマ字つづりの仕組みが文字入力に活用されるといった状況もある。

ローマ字に関する国語施策として、昭和29年以来「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示第1号。以下「現行内閣告示」という。）が用いられてきた。現行内閣告示は、二つの表を示しており、このうち「第1表」に示されたつづり方を「一般に国語を書き表す」ものとしている。これは、学校教育で長く学習されてきたが、社会生活において広く用いられるものとはなっていない。パスポートや道路標識、各種案内表示等に見られるとおり、実際には、「第2表」の5行目までに掲げられた「shi」「tsu」「chi」「fu」「ji」などを用いるつづり方が多く採用されてきている。

加えて、現実には用いられているローマ字の表記には、現行内閣告示が示すつづり方とは異なる様々な慣用が見られる。例えば英語の表記の影響によって、長音符号を用いない書き方が広がっており、そのつづりが国際的に普及している語も少なくない。パスポートのように、この書き方を採用している分野もある。

2 諮問が示した検討課題の整理

諮問は、ローマ字使用の現状を踏まえ、国語におけるローマ字が将来にわたって適切に用いられ、円滑な言語コミュニケーションに資するものとなるよう、次の3点を主な検討課題として提示している。

1 将来に向けてローマ字つづりを安定させること

現状の社会生活においては、同じ音に対して幾つかのローマ字つづりが使用されている。これらを整理し、どのようなつづりが分かりやすく、かつ実際に使われるものとなるのか、また、日本語の基本的な音韻に過不足なく対応しているか等を踏まえた上で、将来に向け、できるだけ統一的な考え方を示すよう検討する。

2 国語を表記する上で十分な機能を果たせるローマ字つづりとすること

例えば、外国語の書き方の影響や情報機器での使用が容易でないことなどから、長音符号を使わないローマ字表記が広がってきた。音の長短によって語を判別することがある日本語において、伸ばす音であるかどうかの区別ができないうつづりは、表記としての機能を十分に果たせていないとも考えられる。これらの解決に資するローマ字表記の在り方を検討する。

3 各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること

例えば「judo（柔道）」「matcha（抹茶）」のように、英語に準じたとも言える日本語のローマ字表記が国際社会で広く用いられるようになり、国内にもその影響が及んでいる。このような各分野における慣用をよく整理し、国語の表記との関係においてどのように位置付けるかを検討する。

上記の検討課題に対し、分科会は、これまでの審議を踏まえ「改定ローマ字のつづり方（案）」（11～17 ページ。以下「改定案」という。）をまとめた。以下は改定案の考え方を解説するものである。

3 基本的な考え方

ローマ字で国語を書き表すための考え方は、現代仮名遣いや送り仮名の付け方などと同様に、広く理解され共有されることが重要である。改定案は、諮問に対する最適解を目指しつつ、混乱を来すことを避けるため、現行内閣告示を踏まえつつ検討された。具体的には、社会において実際に用いられてきたつづり方に沿った方法を採用するとともに、符号を使わない場合にも長音を表すことのできるつづり方を導入した。

（1）「将来に向けてローマ字つづりを安定させること」について

これまで、昭和 12 年の内閣訓令、昭和 29 年の内閣告示・訓令の 2 度にわたり、いわゆる訓令式のつづり方が採用され、学校教育においても長年にわたり学習されてきた。しかし、このつづり方は一般の社会生活に定着しているとは言えない。

改定案は、できるだけ統一的な考え方を示すという方針の下、一つの表（本表）をよりどころとして示すこととし、現行内閣告示の「第 2 表」に示された「shi」「tsu」「chi」「fu」「ji」などを用いるつづり方を採用した。これは、社会で実際に用いられている表記であるとともに、各種調査の結果から多くの人たちが慣れ親しんでいる状況がうかがえることによる。

先述のとおり、ローマ字は、国語を書き表すために用いることを主な目的としている。したがって、母語話者にとって使いやすく、実際に使われるようなつづり方を目指した。その際には、日本語を母語としない人々を含め、誰にとっても使いやすい仕組みとなるように考慮した。

なお、「本表」に掲げられたもの以外のつづり方の意義や用途については、参考として掲げた「(付) 対照表」からも確認できる。例えば現行内閣告示の「第1表」が示すものは、日本語の五十音が持っている規則性、体系性を表すつづり方として評価を受けてきた。情報機器への入力においても用いられており、今後とも参考とされるものである。

(2) 「国語を表記する上で十分な機能を果たせるローマ字つづりとすること」について

これまで行われてきたローマ字のつづり方における長音の示し方は、訓令式、日本式、ヘボン式のいずれにおいても、基本的に長音符号を用いて書き表すこととされてきた。ヘボン式では長音符号を付さないといった認識も見られるが、そうした表記は英語の影響によって広がったものであり、日本語を書き表すために考えられた元々のローマ字つづりとは別のものである。

例えば人名の「おおの」と「おの」がともに「Ono」、「ゆうき」と「ゆき」がともに「Yuki」と表記されることがある。国語を適切に書き表すという観点からは、これらを分別できることが望ましく、必要に応じて適切に書き分けられるよう手当てしておく必要がある。

検討の結果、長音で発音される語は、歴史的経緯と社会の実態を踏まえ、これまでと同様に母音字に長音符号を付して表すこととした。また、符号を用いない場合にも長音であることを示せるよう、母音字を現代仮名遣いと同様に並べて書き表す方法を採用した。これは、二通りの表記を認め一つに定めないことを意味するが、長音を確実に示すための手当てを行うことがより重要であると考えたためである。

なお、長音の書き表し方については、「6 「添え書き」について (2) 長音の扱い」で詳しく述べる。

(3) 「各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること」について

ローマ字使用の在り方については、できるだけ統一的な考え方を示すことを重視する一方で、現状に混乱を来したり、必要以上の経済的負担が生じたりすることのないようにすることが大切である。

このため、現行内閣告示の施行以来、約70年にわたり、個人や団体等において、長く用いられてきたつづり方や具体的な表記については、これを尊重し、これまでの使

用状況や慣行を踏まえ適切に判断されるべきものとした。また、国際的に定着している英語の影響による表記についても、直ちに変更を求めるものとはしていない。

ただし、表記の統一化を図る観点から、今後、各分野においてローマ字使用の在り方に関する検討が行われる場合には、長音の書き表し方をはじめ、改定案の考え方が参考とされることが望ましい。

4 「前書き」について

「前書き」には、この答申素案が示す改定の考え方の中から、基本的な事項を抽出して、改定案の性格、適用の在り方等を示した。

(1) 「よりどころ」としてのローマ字のつづり方

前書きの1が示すとおり、このつづり方は、一般の社会生活において、現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころを示すものである。ここにいう「よりどころ」とは、このつづり方が、ローマ字の使用に際して、強制的、制限的なものではなく、ローマ字を用いて国語を書き表す際に参照される性格のものであることを意味している。

したがって、2が示すとおり、科学、技術、芸術をはじめとする専門性の高い各分野や、手紙、日記等の個人的な書き物における表記にまで、このつづり方を及ぼそうとするものではない。

(2) 外来語にのみ用いられる音等の扱い

前書きの4においては、外来語や各地域の言葉にのみ用いられる音等の扱いについて示した。現行内閣告示では「特殊音の書き表し方は自由とする」とされており、外来語にのみ用いられる音等については、分野ごとに様々な考え方で表記されている。実際には、ローマ字で書き表す際にも、「Takanawa Gateway（高輪ゲートウェイ）」のように、外来語部分には英語等のつづりをそのまま用いるものがよく見られる。また、各地域の言葉遣いに伴って用いられる多様な音や、個人ごとの発音の違いといったところにまで細かく言及するのは困難である。

この点については、一定の書き表し方に整理することが容易ではなく、また外来語の表記との関係など、今後検討すべき課題を含んでいるため、統一的な扱いを示すことは控えた。

5 「本表」について

「本表」には、改定案が採用したローマ字のつづり方を示した。検討に当たっては、「できるだけ統一的な考え方を示す」という諮問の趣旨を踏まえ、社会実態に即した形で、一つの表にまとめた。

(1) 対応する片仮名を付すことについて

現行内閣告示に掲げる表は、ローマ字のつづりのみを示しているが、「本表」においては、対応する片仮名を付すこととした。これは、各つづりに対応する音を示すことを目的としており、分かりやすさに配慮したものである。

(2) 撥音を表内に示すことについて

改定案においては、従来どおり、撥音を「n」で表すこととしている。撥音は特殊拍の一つとされ、本来は促音や長音と同様に扱われるため、現行内閣告示の表には示されてこなかった。撥音「n」は、仮名の「ん・ン」と対応することから、便宜的に「本表」に入れ、直音、^{よう}拗音とは別枠で示すこととした。

6 「添え書き」について

「添え書き」には、「本表」によって国語をローマ字でつづる場合に必要となる事項や使用上の留意点を整理して示した。

(1) はねる音（^{はっ}撥音）、つまる音（促音）の扱い

添え書きの1及び2においては、このつづり方における撥音及び促音の扱いを示した。仮名書きにおける撥音は先述のとおり「ん・ン」、促音は「っ・ツ」（小書き）で書き表されるものである。

撥音は、統一的に「n」を用い（「anman（あんまん）」「kanpai（乾杯）」）、促音は、統一的に子音字を重ねて表す（「teppan（鉄板）」「nicchoku（日直）」）こととした。これは、現行内閣告示と同じ方法を採用するものである。

ヘボン式の一部では、撥音において「b, m, p」の前の撥音を「m」としたり、「ch」の前の促音を「t」を用いて表したりすることがある。しかし、各種調査の結果によると、これらのつづり方が十分に定着しているとは言えない。また、特に撥音においては、日本語を主に用いる人が語を判別するときの意識からすれば、聞き分けたり書き分けたりすることが難しいものである。したがって、できるだけ複雑にならない考え

方を採用した。

(2) 長音の扱い

添え書きの3においては、長音の扱いを示した。

a 符号を付けて表す場合

長音の示し方は、基本的に、例の「(1)符号を付けて表す」に示すとおり、母音字に符号を付けて表す(「kāsan (母さん)」 「jūgoya(十五夜)」 「nēsan (姉さん)」 「hōzuki (ほおずき)」 「Tōhoku (東北)」) こととした。これは、今までの考え方を重視するとともに、公共の表示などに広く用いられている現状や各種調査の結果を踏まえたものである。その際、使用の実態に基づき、符号には「ˉ」(マクロン)を採用した。

符号については、「ˉ」の使用が定着するまで、必要な場合には現行内閣告示が示してきた「^」(サーカムフレックス)を用いても差し支えないこととする。

なお、イ列と一部のエ列における長音では、符号を用いない慣用がある。このことは、下記cで説明する。

また、長音符号を付した文字の使用の代替手段として、研究者等の間では、便宜的に母音字の次に符号のみを示す書き方をする方法(「Ōtemachi (大手町)」 → 「Oˉtemachi」 「Oˆtemachi」) が用いられることがある。長音を示すという観点からは有効な手段の一つであることを指摘しておく。

b 母音字を並べて書く場合

符号を付さない場合にも長音であることが分かるようにするため、例の「(2)母音字を並べて書く場合」に示すとおり、母音字を並べる方法(「kaasan」 「juugoya」 「neesan」 「hoozuki」 「Touhoku」) も導入した。これは、現行の内閣告示において、大文字の場合にのみ「母音字を並べてもよい」とされてきたことに準ずる考え方である。

また、母音字を並べる場合には、現代仮名遣いと同様のつづり方を用いることとした。これは、語を仮名で書く場合に合わせて、一つ一つの仮名をそのままローマ字に置き換える方法である。例えば「オー」と発音される長音を含む「大雨」と「王様」は、それぞれ「おおあめ」「おうさま」と書くことが義務教育で学ばれ、身に付けられている。この仮名遣いに従い、「大雨」は「ooame」、「王様」は「ousama」と書くこととした。

国語教育での学習のほか、情報機器へのローマ字入力においても、おおむね現代仮名遣いに基づく操作が行われている。これらのことから、現代仮名遣いと同様に

長音をつづる方法は、日本語に親しむ人たちにとって、受け入れやすい表記法であると考えられる。この方法が最も分かりやすく、迷うことが少ないと判断し、長音を示す場合に限って採用することとした。

c 長音の扱いにおける留意点（イ列、エ列）

「兄さん（にいさん）」「しいたけ」のようなイ列の語は、「ニーサン」「シータケ」のように長音として発音されるのが一般的である。一方、これらには「niisan」「shiitake」のように、母音字を並べる書き方（「ii」）が定着してきた。この慣用に従い、一般的には「(2)母音字を並べて書く場合」に示す書き方を用いることとする。

ただし、「nīsan」のように「(1)符号を付けて表す」に示す書き方も一部に行われてきており、必要に応じて用いられるものと考えられる。

また、エ列のうち「時計（とけい）」「平成（へいせい）」のようなエ列の仮名に「い」を添えて書く語は、「トケー」「ヘーセー」のように長音として発音されるのが一般的である。しかし、これらは、改まった場合など「トケイ」「ヘイセイ」とも発音されることなどから、「tokei」「Heisei」のように、母音字を現代仮名遣いと同様に並べる書き方（「ei」）が慣用されてきた。これに従い、「(2)母音字を並べて書く場合」に示す書き方を用いることとする。

ただし、エ列の長音で発音される語のうち「姉（ねえ）さん」「ええ」のようなエ列の仮名に「え」を添えて書くものについては、前述の a、b のとおり「(1)符号を付けて表す」「(2)母音字を並べて書く」によるものとする。

d 「h」を用いるつづりの扱い

個人の姓名や団体名等の長音を表すため「oh」のように「h」が用いられることがある。これについては、上記 3 の（3）に示すとおり当事者の意思を尊重するよう配慮する一方、統一的なルールとはしにくいと判断した。

理由としては次の点が挙げられる。このつづりはオ列によく用いられているものの、ほかの列の長音での例が極めて少ない。また、「h」がハ行の子音字として用いられるため誤読を避ける必要が生じる。（例えば「大入り」は「ohiri」、「防犯」は「bohhan」となるため、「oh'iri」「boh'han」とするなど。）これらのことから、改定案には採用しなかった。

（3）ローマ字で文を書き表すときの留意点

添え書きの 7 においては、ローマ字で文を書き表すときの留意点を示した。改定案は、名詞など語のレベルにおけるローマ字使用を中心に検討したものであるが、文を

書く場合に必要となる方法のうち、慣用として定着してきた区切り符号の使い方と、助詞の書き表し方について、改めてその趣旨を明示したものである。

なお、分かち書きの考え方については、現行の内閣告示にも示されておらず、一つの方法に整理することが容易でないため、今後の検討課題とし、ここでは取り上げていない。

(4) 各分野で用いられることのある表記、個人名・団体名等の扱い

添え書きの8においては、国際共通語としての側面を持つ英語をはじめ、外国語に基づいて国際的に通用している表記や、先に述べた撥音に「m」、促音に「t」を用いるものなど、各分野で用いられることのある表記について述べている。

これらを急に変更することになれば、混乱を引き起こしたり、経済的な負担を生じたりするおそれがある。したがって、直ちに変更を求めるものとはしていない。各分野で今まで用いられてきた表記の取り決め等がある場合には、これを所管する機関、部署等の判断を尊重することとしている。

ただし、将来に向けてローマ字つづりを安定させるためには、できるだけ統一を図ることが重要である。このことから、今後、各分野において、取り決め等の変更など、改めてローマ字表記の在り方を検討する際には、この改定案の考え方を参考として対応するよう促すものである。

また、個人の姓名、団体名等をローマ字によって書き表す場合には、例えばオ列の長音に「oh」を用いるなど、実態として様々なつづり方が用いられている。これらについては、9に示すとおり、当事者の意思を尊重するよう配慮することとしている。ただし、人名や団体名等の書き方についても、制限なく行われるべきものではなく、改定案や各分野における表記のルール等を考慮した上で対応する必要がある。

7 「(付) 対照表」について

「(付) 対照表」には、本表の示すつづり方と、現行内閣告示の「第1表」の一部及び「第2表」のつづり方との対照を、参考として示した。

(1) 「対照表」の性格

「対照表」は、改定案が示す「本表」を使用する際に、「本表」にないつづり方との異なりを理解する上で参考とするためのものである。また、「本表」にないつづり方の意義や用途についても確認できる。

(2) 四つ仮名等の扱い

凡例の3には、「本表」にないつづりのうち「対照表」の「昭和29年内閣告示第2表」欄にあるものが、仮名「ぢ」「づ」「を」等に対応することを示した。

「本表」では、いわゆる四つ仮名（「じ」と「ぢ」、「ず」と「づ」）や「お」と「を」など、現代の共通語において一般的に同じ発音をすることとして扱われるものについては、つづりの使い分けをしていない。これは、現行内閣告示の「第1表」において、四つ仮名や「お」と「を」の使い分けをしていないこと、また、外来語の表記の「第1表」及び「第2表」においても、「ヂ」「ヅ」「ヲ」は示されていないことなどに倣ったものである。

一方、固有名詞の表記や情報機器への入力に際し、四つ仮名等を扱うような場合があり、その際には「対照表」が参考となる。

8 その他

(1) 学校教育におけるローマ字指導

改定案は、一般の社会生活におけるローマ字使用について示すものであるが、学校教育においても、その趣旨、内容が考慮されるとともに、指導のよりどころとして円滑に導入されることが望ましい。

改定された告示に関する学校教育における対応については、従来のローマ字教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置に委ねることとする。

(2) 情報機器との関係

情報機器によってローマ字を書き表す場合には、特に長音符号等の使用に関し、使いやすさが課題となることがある。改定案の考え方に照らし、情報機器における入力方法の周知等に、今後も十分に努める必要がある。

なお、情報機器を使用する際に、ローマ字の仕組みを用いて日本語の漢字仮名交じり文を書く、いわゆる「ローマ字入力」が広く定着しているが、改定案は、現在行われているローマ字入力の方法に、何ら変更を求めるものではない。

(3) 国際規格（ISO 3602）について

現行の国際規格（ISO 3602）との関係については、ISO/TC46 国内委員会との連携を図るとともに、必要な対応について検討する。

Ⅱ 改定ローマ字のつづり方（案）

前 書 き

- 1 この「改定ローマ字のつづり方」は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころを示すものである。
- 2 このつづり方は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。
- 3 このつづり方は、過去の著作や文書におけるつづり方を否定するものではない。
- 4 外来語にのみ用いられる音や地域に特有の音等については、ここでは対象としない。
- 5 ローマ字のつづり方は、幾つかの方法で行われてきたものであり、本表に示すつづり方以外のものにも意義や用途がある。参考のため、（付）対照表において、本表と本表以外のつづり方との対照を示した。

本 表

ア a	イ i	ウ u	エ e	オ o			
カ ka	キ ki	ク ku	ケ ke	コ ko	キャ kya	キュ kyu	キョ kyo
サ sa	シ shi	ス su	セ se	ソ so	シャ sha	シュ shu	ショ sho
タ ta	チ chi	ツ tsu	テ te	ト to	チャ cha	チュ chu	チョ cho
ナ na	ニ ni	ヌ nu	ネ ne	ノ no	ニャ nya	ニュ nyu	ニョ nyo
ハ ha	ヒ hi	フ fu	ヘ he	ホ ho	ヒャ hya	ヒュ hyu	ヒョ hyo
マ ma	ミ mi	ム mu	メ me	モ mo	ミャ mya	ミュ myu	ミョ myo
ヤ ya		ユ yu		ヨ yo			
ラ ra	リ ri	ル ru	レ re	ロ ro	リャ rya	リュ ryu	リョ ryo
ワ wa				〔ワ〕 〔o〕			
ガ ga	ギ gi	グ gu	ゲ ge	ゴ go	ギャ gya	ギュ gyu	ギョ gyo
ザ za	ジ ji	ズ zu	ゼ ze	ゾ zo	ジャ ja	ジュ ju	ジョ jo
ダ da	〔ヂ〕 〔ji〕	〔ヅ〕 〔zu〕	デ de	ド do	〔ヂャ〕 〔ja〕	〔ヂュ〕 〔ju〕	〔ヂョ〕 〔jo〕
バ ba	ビ bi	ブ bu	ベ be	ボ bo	ビャ bya	ビュ byu	ビョ byo
パ pa	ピ pi	プ pu	ペ pe	ポ po	ピャ pya	ピュ pyu	ピョ pyo
ン n							

※ 〔 〕を付したつづりは、現代において、別の仮名に対応する音と同じ発音をするものとして扱われるため、このつづり方においては使い分けをしない。

添 え 書 き（本表を使用する上での個別の事項）

本表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

- 1 はねる音（撥音）「ン」は、例に示すようにnと書く。

〔例〕 あんまん anman 乾杯 kanpai 銀座 Ginza 新聞 shinbun

- 2 つまる音（促音）「ッ」は、例に示すように子音字を重ねて表す。子音字が2文字の場合は最初の字（shのs、chのc等）を重ねる。

〔例〕 雑誌 zasshi 鉄板 teppan 日直 nicchoku

- 3 長音で発音される語は、例の(1)に示すように、母音字の上に符号（「^ˉ」）を付けて表す（必要な場合には「^ˆ」を用いても差し支えない。）ほか、(2)に示すように、母音字を並べてもよい。母音字を並べて書くときには、現代仮名遣いと同様のつづり方を用いる。

なお、(1)において〈 〉に入れて示したようなもの（イ列長音で発音される語、エ列長音で発音される語のうちエ列の仮名に「い」を添えて書くもの）については、(2)に掲げたつづりを用いるのが一般的である。

〔例〕

	長音で発音される 語の例	(1)符号を付けて 表す場合	(2)母音字を並べて 書く場合
ア列	母(かあ)さん まあ	kāsan mā	kaasan maa
イ列	かわいい しいたけ 兄(にい)さん	〈kawai ^ˉ 〉 〈shītake〉 〈nīsan〉	kawaii shiitake niisan
ウ列	十五夜(じゅうごや) 風流(ふうりゅう)	jūgoya fūryū	juugoya fuuryuu
エ列	ええ 姉(ねえ)さん やじろべえ 庭園(ていえん) 時計台(とけいだい) 平成(へいせい)	ē nēsan yajirobē 〈tēen〉 〈tokēdai〉 〈Hēsē〉	ee neesan yajirobee teien tokeidai Heisei
オ列	おおかみ ほおずき	ōkami hōzuki	ookami hoozuki

東北(とうほく)	Tōhoku	Touhoku
房総(ぼうそう)	Bōsō	Bousou
大峠(おおとうげ)	Ōtōge	Ootouge
凍り豆腐(こおりどうふ)	kōridōfu	kooridoufu

- 4 はねる音を表す n と次の母音字又は y とを切り離したり、母音字が連続するときに長音でないことを示したりする必要がある場合など、音の切れ目を示すためには、例に示すように「'」を用いる。

〔例〕 単位 tan'i 船員 sen'in
園遊会 en'yūkai/en'yuukai 問屋 ton'ya
大伯(叔)父 oo'oji (ōoji) 小唄 ko'uta

- 5 複数の語等によって構成される語を分けて書く場合には、例に示すように「-」を用いることができる。

〔例〕 九谷焼 Kutani-yaki 七五三 shichi-go-san
田中さん Tanaka-san

- 6 固有名詞は、語頭を大文字で書く。

- 7 ローマ字によって文を書くときには、次に示すような点に留意する。

- ・書き始めの語頭は大文字で書く。
- ・区切り符号には、「,」（コンマ）と「.」（ピリオド）を用いる。
- ・助詞の「～は」「～へ」「～を」は、それぞれ「～wa」「～e」「～o」と書く。

- 8 この「改定ローマ字のつづり方」は、現状に混乱を来すことのないよう、各分野で用いることのある表記について直ちに変更を求めるものではない。各分野で用いることのある表記とは、外国語の表記に準じ国際社会で広く用いられるものなど、例に示すようなつづりを指す。ただし、それぞれにおいて改めて表記の在り方を検討するような場合には、従来の慣行を踏まえつつ、「改定ローマ字のつづり方」を参考として適切に対応することが望ましい。

〔例〕

語 例	「改定ローマ字のつづり方」 による表記	各分野で用いることのある表記
柔道	jūdō/juudou	judo
東京	Tōkyō/Toukyou	Tokyo
大田原	Ōtawara/Ootawara	Ohtawara
新橋	Shinbashi	Shimbashi

欄間	ranma	ramma
天ぷら	tempura	tempura
抹茶	maccha	matcha

- 9 個人の姓名や団体名等を書き表す際には、「改定ローマ字のつづり方」を参考としつつ、当事者の意思を尊重するよう配慮するものとする。

(付) 対 照 表

凡 例

- 1 この対照表は、「本表」に示すつづりと「本表」にないつづりとの関係を示すために参考として掲げるものである。
- 2 この表では、「本表」のつづりと、昭和29年内閣告示第1号の第1表の一部と第2表に示されていたつづりを並べ、対照させている。「本表」にないつづりには下線を付した。
- 3 下線を付したつづりは、国語の五十音図の配列に沿ったもので、情報機器で国語を入力する場合の参考ともされている。このうち、右欄（昭和29年内閣告示第2表）のものは、仮名「ち」「づ」「を」等に対応しており、個人名や団体名などの固有名詞に用いられる場合がある。

「本表」のつづり	昭和29年内閣告示 第1表	昭和29年内閣告示 第2表
シ shi	<u>si</u>	shi
チ chi	<u>ti</u>	chi
ツ tsu	<u>tu</u>	tsu
フ fu	<u>hu</u>	fu
〔ヲ〕 o	o	<u>wo</u>
ジ ji	<u>zi</u>	ji
〔ヂ〕 ji	<u>zi</u>	<u>di</u>
〔ヅ〕 zu	zu	<u>du</u>
シャ sha	<u>sya</u>	sha
シュ shu	<u>syu</u>	shu
ショ sho	<u>syo</u>	sho
チャ cha	<u>tya</u>	cha
チュ chu	<u>tyu</u>	chu

チョ cho	<u>tyo</u>	cho
ジャ ja	<u>zya</u>	ja
(チャ) ja	<u>zya</u>	<u>dya</u>
ジュ ju	<u>zyu</u>	ju
(ヂュ) ju	<u>zyu</u>	<u>dyu</u>
ジョ jo	<u>zyo</u>	jo
(ヂョ) jo	<u>zyo</u>	<u>dyo</u>
カ ka	ka	<u>kwa</u>
ガ ga	ga	<u>gwa</u>

注1 []を付したつづりは、「本表」において、「現代において、別の仮名に対応する音と同じ発音をするものとして扱われるため、このつづり方においては使い分けをしない」として示されたものである。

注2 「kwa」「gwa」は、本表の「ka」「ga」に対応するが、対照されている他の各つづりとは異なり、必ずしも同じ発音として扱われるものではない。

「kwa」「gwa」は、歴史的仮名遣い「くわ」「ぐわ」に対応するものである。現代仮名遣いにおいては、それぞれ「か」「が」と書くこととされている。

（１）ローマ字のつづり方（昭和 29 年内閣告示第 1 号）

ローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示第 1 号）

ま え が き

- 1 一般に国語を書き表わす場合は、第 1 表に掲げたつづり方によるものとする。
- 2 国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第 2 表に掲げたつづり方によってもさしつかえない。
- 3 前二項のいずれの場合においても、おおむねそえがきを適用する。

第 1 表 [() は重出を示す。]

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	(zi)	(zu)	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

第 2 表

sha	shi	shu	sho
		tsu	
cha	chi	chu	cho
		fu	
ja	ji	ju	jo
di	du	dya	dyu
kwa			
gwa			
			wo

そ え が き

前表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

- 1 はねる音「ン」はすべて n と書く。
- 2 はねる音を表わす n と次にくる母音字または y とを切り離す必要がある場合には、n の次に、を
入れる。
- 3 つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。
- 4 長音は母音字の上に ^ をつけて表わす。なお、大文字の場合は、母音字を並べてもよい。
- 5 特殊音の書き表わし方は自由とする。
- 6 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大
文字で書いてもよい。

(2) 訓令式、ヘボン式、日本式について

「ローマ字」とは、いわゆるアルファベット（英語などに用いられる A, a, B, b, C, c…の文字）を指す。ラテン語を書き表すため古代ローマで用いられたもので、ラテン文字、ローマ文字とも呼ばれてきた。また、このローマ字の組合せによって、国語を書き表す方法やつづり方のことを「ローマ字」という場合もある。

これまで主に用いられてきたローマ字のつづり方には、一般に、「訓令式」、「ヘボン式（標準式ともいう。）」、「日本式」と呼ばれてきたものがある。ここでは、以下のとおり、各つづり方の扱いについて整理する。

「訓令式」とするのは、現行内閣告示の「第1表」に示されたつづり方である。これは、昭和12年内閣訓令第3号「国語ノローマ字綴方統一ノ件」に示されたつづりによるため「訓令式」と呼ばれてきた。

また、「ヘボン式」とするのは、江戸末期から明治のはじめにかけて J. C. ヘボン氏（James Curtis Hepburn）によって整理されたローマ字の表記に基づいたつづり方の全般をいうものである。現行内閣告示の「第2表」の上から5行には、ヘボン式のつづり方のうち「shi」「tsu」「chi」「fu」「ji」など「第1表」と異なるものが示されている。ただし、一般にヘボン式と呼ばれることのあるつづり方には、使用者によって部分的な異同が見られ、一つに定まっているものではないことに留意する必要がある。

なお、「日本式」とするのは、明治10年代後半に、田中館愛橘氏らによって、日本語の五十音を示す規則的なつづり方として考案されたものである。このつづり方は、その大部分が昭和12年の内閣訓令に採用されたが、元々は四つ仮名に対応する音（「zi」と「di」、
「zu」と「du」）や、「o」と「wo」の書き分けなどを含む内容であった。現行内閣告示の「第2表」の6行目以降には、日本式のつづり方のうち「第1表」に入らなかったものが示されている。

(3) 文部科学大臣諮問

6 文 庁 第 6 1 5 号
令和6年諮問第37号

文 化 審 議 会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

これからの時代におけるローマ字使用の在り方について

令和6年5月14日

文 部 科 学 大 臣

盛 山 正 仁

（理 由）

国語は、我が国の文化や社会の基盤をなすことから、いたずらにこれを改めようとすべきものではありません。一方で、将来にわたり国語を用いた円滑なコミュニケーションが行われるよう、社会の実態を踏まえ、時代に応じた整理が必要となる場合があります。

ローマ字による表記は、平仮名、片仮名、漢字による表記とともに、国語の中で欠かせない位置を占めてきました。国語施策としては、昭和29年に「ローマ字のつづり方」が内閣告示として実施され、社会生活や学校教育のよりどころとされています。

その実施から70年ほどを経た今、内閣告示が現在の社会の実態を十分に反映しているかどうか検証し、時代に応じた整理に向けて具体的に検討すべき段階にあると考えられます。

内閣告示の時点においては、国民がローマ字を用いて国語の文や文章をつづることを想定していました。しかし、現在のローマ字は、地名や駅名、店名などを示したり、海外に向けて人名や社名を伝えたりなど、多くの場合固有名詞を中心とした単語の表示に使われています。その主な使用目的は、日本語を母語としない人たちへの配慮や、国際社会への情報伝達のためであるとも言えるでしょう。

また、内閣告示において「一般に国語を書き表す場合」に用いることとしてきた訓令式のつづりは、十分に定着したとは言えない状況です。例えばパスポートや道路標識、各種案内表示などで、法令等に基づきヘボン式が採用されています。

ほかにも、情報機器に対して用いられるローマ字入力のように、内閣告示の時点には想定されなかった習慣も定着しており、ローマ字の使用に変化をもたらしている可能性があります。こうしたローマ字使用の現状は、学校教育におけるローマ字の扱いや各分野のローマ字表記の在り方に影響を及ぼしていると考えられます。

このような経緯を考慮しつつ、文化審議会国語分科会におけるこれまでの御議論を踏まえてローマ字をめぐる検討課題を整理すると、主に次のような点が挙げられます。

1 将来に向けてローマ字つづりを安定させること

現状の社会生活においては、同じ音に対して幾つかのローマ字つづりが使用されている。これらを整理し、どのようなつづりが分かりやすく、かつ実際に使われるものとなるのか、また、日本語の基本的な音韻に過不足なく対応しているか等を踏まえた上で、将来に向け、できるだけ統一的な考え方を示すよう検討する。

2 国語を表記する上で十分な機能を果たせるローマ字つづりとすること

例えば、外国語の書き方の影響や情報機器での使用が容易でないことなどから、長音符号を使わないローマ字表記が広がってきた。音の長短によって語を判別することがある日本語において、伸ばす音であるかどうかの区別ができないつづりは、表記としての機能を十分に果たせていないとも考えられる。これらの解決に資するローマ字表記の在り方を検討する。

3 各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること

例えば「judo」「matcha」のように、英語に準じたとも言える日本語のローマ字表記が国際社会で広く用いられるようになり、国内にもその影響が及んでいる。このような各分野における慣用をよく整理し、国語の表記との関係においてどのように位置付けるかを検討する。

以上の点を中心に、国語におけるローマ字が将来にわたって適切に用いられ、円滑な言語コミュニケーションに資するものとなるよう、これからの時代におけるローマ字表記や使用の在り方について、幅広い視野から率直に御審議くださるようお願いいたします。

(4) 委員名簿

文化審議会国語分科会委員名簿

(敬称略・五十音順 ◎分科会長 ○副会長)

○相 澤 彰 子	情報・システム研究機構国立情報学研究所教授、副所長
石 川 慎一郎	神戸大学教授
植 木 朝 子	同志社大学文学部教授
大 島 中 正	同志社女子大学特任教授、元日本ローマ字会代表理事
神 永 暁	元小学館辞典編集部編集長
川 口 敦 子	三重大学人文学部教授
川 瀬 眞由美	株式会社テレビ朝日アスク取締役 (令和7年3月まで)
川 辺 章 絵	江東区立深川小学校校長
木 村 一	東洋大学教授
齊 藤 美 野	順天堂大学国際教養学部准教授
斎 藤 純 男	拓殖大学外国語学部教授
滝 浦 真 人	放送大学教授
武 田 京	一般社団法人日本書籍出版協会国語問題委員会副委員長、 株式会社三省堂出版局辞書出版部次長
棚 橋 尚 子	奈良教育大学名誉教授
常 盤 智 子	白百合女子大学教授
中 江 有 里	俳優、作家、歌手
長 岡 由 記	滋賀大学教育学部准教授
成 川 祐 一	共同通信社用語委員長
古 田 徹 也	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
前 川 喜久雄	国立国語研究所所長
前 田 直 子	学習院大学文学部教授
村 上 政 彦	公益社団法人日本文藝家協会常務理事、作家
森 富 美	日本テレビ放送網株式会社コンテンツ戦略局アナウンス部次長 (令和7年5月から)
◎森 山 卓 郎	早稲田大学文学学術院教授
山 本 真 吾	東京女子大学現代教養学部教授
山 本 玲 子	京都外国語大学・短期大学キャリア英語科教授

ローマ字小委員会委員名簿

(敬称略・五十音順 ◎主査 ○副主査)

大 島 中 正	同志社女子大学教授、元日本ローマ字会代表理事
川 口 敦 子	三重大学人文学部教授
川 瀬 眞由美	株式会社テレビ朝日アスク取締役 (令和7年3月まで)
川 辺 章 絵	江東区立深川小学校校長
木 村 一	東洋大学教授
斎 藤 純 男	拓殖大学外国語学部教授
○滝 浦 真 人	放送大学教授
棚 橋 尚 子	奈良教育大学名誉教授
常 盤 智 子	白百合女子大学教授
中 江 有 里	俳優、作家、歌手
長 岡 由 記	滋賀大学教育学部准教授
成 川 祐 一	共同通信社用語委員長
古 田 徹 也	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
前 田 直 子	学習院大学文学部教授
村 上 政 彦	公益社団法人日本文藝家協会常務理事、作家
◎森 山 卓 郎	早稲田大学文学学術院教授
山 本 真 吾	東京女子大学現代教養学部教授
山 本 玲 子	京都外国語大学・短期大学キャリア英語科教授

(5) 審議経過

ローマ字使用の在り方に関するこれまでの審議経過は次のとおり。ローマ字のつづり方に関する意見交換や説明等が行われたものを示した。

文化審議会 2回

令和6年5月14日（第95回）

「これからの時代におけるローマ字使用の在り方について」の諮問

令和7年3月27日（第96回）

「ローマ字のつづり方に関する今期の審議のまとめ」について

文化審議会国語分科会 計9回

令和4年3月8日（第80回）

「国語に関するコミュニケーション上の課題（国語課題小委員会における審議経過の整理）」の検討

令和5年3月10日（第83回）

「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」の検討

令和5年5月31日（第84回）

国語分科会長の選出、今期の検討課題について

令和5年9月29日（第85回）

「国語課題小委員会におけるローマ字のつづり方に関する委員の意見」の検討

令和6年3月11日（第86回）

「国語課題に関する今期の審議経過のまとめ」の検討

令和6年6月3日（第87回）

国語分科会長の選出、今期の検討課題（諮問の確認）について

令和6年12月10日（第88回）

「ローマ字使用の在り方」に関する審議経過」の検討

令和7年3月17日（第89回）

「ローマ字のつづり方に関する今期の審議のまとめ」の検討

令和7年5月20日（第90回）

国語分科会長の選出、今期の検討課題について

国語分科会国語課題小委員会 計17回

令和3年6月8日（第43回）

委員アンケートの整理（ローマ字に関する課題）

令和3年9月17日（第45回）

ローマ字に関する施策の経緯と現状

令和4年2月21日（第49回）

「国語に関するコミュニケーション上の課題（審議経過の整理）（案）」の検討

- 令和4年6月17日（第51回）
学校教育におけるローマ字の扱い
政府内におけるローマ字関係の動き
- 令和4年7月19日（第52回）
ローマ字の検討と学校教育との関係等
- 令和4年9月9日（第53回）
茅島篤氏、岩瀬順一氏（日本のローマ字社）からのヒアリング
- 令和4年10月21日（第54回）
ペート・バックハウス氏（早稲田大学）からのヒアリング
- 令和4年12月23日（第55回）
長岡由記氏（滋賀大学）からのヒアリング
- 令和5年1月24日（第56回）
国語分科会で今後取り組むべき課題（素案）の検討
- 令和5年2月17日（第57回）
国語分科会で今後取り組むべき課題（報告）（案）の検討
- 令和5年5月31日（第58回）
主査・副主査の選出、今期の検討課題の確認
- 令和5年6月30日（第59回）
山本玲子委員からのヒアリング
- 令和5年7月21日（第60回）
斎藤純男委員からのヒアリング
- 令和5年9月11日（第61回）
各方面で行われている施策におけるローマ字の扱いについて
- 令和5年11月24日（第62回）
国語に関する世論調査の結果について
長音の表し方について
- 令和6年1月23日（第63回）
今期における審議経過のまとめ（素案）について
- 令和6年2月15日（第64回）
今期における審議経過のまとめ（案）について

国語分科会ローマ字小委員会 計10回

- 令和6年6月14日（第1回）
主査・副主査の選出、今期の検討課題について
- 令和6年7月29日（第2回）
「将来に向けてローマ字つづりを安定させること」についての検討
- 令和6年8月29日（第3回）
「国語を表記する上で十分な機能を果たせるローマ字つづりとする事」についての検討

令和 6 年 9 月 20 日（第 4 回）

「各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること」についての検討

令和 7 年 1 月 27 日（第 5 回）

ローマ字のつづり方に関する意識調査の結果について

意見募集で寄せられた意見について

令和 7 年 2 月 14 日（第 6 回）

取りまとめに向けた整理について

令和 7 年 2 月 27 日（第 7 回）

今期の審議のまとめについて

令和 7 年 3 月 11 日（第 8 回）

今期の審議のまとめについて

令和 7 年 6 月 3 日（第 9 回）

主査・副主査の選出、今期の検討課題について

答申案の構成について

令和 7 年 6 月 20 日（第 10 回）

答申素案の検討について

ローマ字に関する意見交換会（主査打合せ会） 計 9 回

令和 5 年 8 月 21 日（第 1 回）

今後の検討の進め方について

令和 5 年 10 月 20 日（第 2 回）

学校教育との関係について

令和 5 年 12 月 15 日（第 3 回）

改定の考え方について

令和 6 年 2 月 5 日（第 4 回）

内閣告示の考え方について

令和 6 年 7 月 9 日（第 5 回）

長音の表し方について

令和 6 年 8 月 5 日（第 6 回）

各分野における慣用の整理について

令和 6 年 9 月 10 日（第 7 回）

表の在り方について

令和 7 年 1 月 17 日（第 8 回）

意見募集で寄せられた意見について

令和 7 年 2 月 3 日（第 9 回）

主な論点への対応について